

第5章 計画の推進方策

1. 計画の推進体制

地域福祉活動の主役は地域に生活している住民です。地域共生社会を実現させていくためには、行政だけの取組では不十分であり、地域住民との協働が必要となります。また、地域には様々な課題があり、地域の中で活動するボランティア、民生児童委員、社会福祉協議会、社会福祉事業者等が地域福祉の重要な担い手となります。計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う様々な主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが重要となります。

(1) 市民、ボランティア団体、NPO の役割

市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員であることを自覚することが大切です。そして、一人ひとりが自らの地域を知り、自ら考え、地域の様々な課題を地域の中で解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として声かけやあいさつ、見守り等の日常的な交流を行うとともに、地域行事やボランティア活動等に積極的に参加していくことが求められています。

また、ボランティア団体、NPOには、市民が地域福祉活動へ参加するきっかけを提供することや、地域で様々な福祉活動を行っている団体と連携し、活動内容の充実とサービスの多様化を図り、多様化する地域の福祉ニーズの対応を図る活動団体としての役割が期待されています。

(2) 民生児童委員の役割

民生児童委員は、地域の人びとが自立して暮らすための様々な支援を行うとともに、安心して暮らせるまちづくりを進める役割を果たしています。民生児童委員には「社会福祉に関する活動を行う者」として地域福祉の推進に努めることが求められています。また、生活上の課題がありながら福祉サービスの対象とならない人や利用しようとしらない人への対応、不安や孤独等の心の問題を抱えている人の発見と、それらの人びとを必要なサービス等へつなぐ相談・支援の役割が期待されています。

(3) 社会福祉協議会の役割

坂出市社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を担う中心的な団体として位置付けられています。

そのため、行政と協働して本計画の推進役を担うとともに、その推進において住民や各種団体、行政との調整役として大きな役割を果たすことが求められています。

また、地区社会福祉協議会では、小地域福祉ネットワーク活動や、ボランティア活動等の地域福祉活動を行っています。また、地域の重要な課題について、地域住民、その他の団体を交えて意見交換等を行い、地域福祉推進を先導していくことが期待されています。

（４）社会福祉事業者の役割

福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供および公開、他のサービスとの連携等に取り組むことが求められています。

また、多様化する福祉ニーズに対応するため、既存のサービスの充実や新しいサービスの創出を図るとともに、地域住民との交流により、相互の理解を深めることで地域の社会資源として専門性を活かした地域貢献を行うことが期待されています。

（５）行政の役割

地域福祉の推進にあたっては、地域住民や関係団体等の自主的な取組が重要な役割を担います。そして、行政は市民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。地域住民や関係団体等の自主的な取組を様々な形で支援するため、自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、民生児童委員、ボランティア団体、NPO、その他の関係団体の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図り、地域の福祉活動を促進させるための支援を行っていきます。

2. 計画の進行管理

計画の着実な推進を図るためには、進行管理が重要です。また、社会環境や制度が変化することも考えられるため、施策の検証や見直しを柔軟に進めていくことが求められています。

そのため、計画の見直し等については、必要に応じて「坂出市地域福祉計画推進委員会」を設置し、全体の総合調整を行います。